

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係重要事項 月報(2)

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-02-04 キーワード (Ja): 新聞報道, 南方連絡事務所, 月報, ジョンソン駐日大使, 施設権返還決議, 国連憲章, 核兵器基地, 平和条約第3条 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43508 |

才ノ子 (41年11月分)

| | | | |
|-------|-----|-----|---|
| タイプ指示 | 発信用 | 執務用 | 計 |
| 主 信 | / | / | 2 |
| 付 | 軍券付 | | |
| 届 | | | |

発送日 昭和41年12月21日
 発信 〇タイプ 校 W

文書課 (印) 公 信 案 (分類)

| | | | |
|---------|--------------|---------|--------------------|
| 公 信 番 号 | 米 北 第 1640 号 | 公 信 日 付 | 昭 和 41 年 12 月 20 日 |
| 大 臣 | 政 務 次 官 | 主 管 | 北 米 局 長 |
| | 事 務 次 官 | | 参 事 官 |
| | 外 務 審 議 官 | | 主任 北 米 課 長 |
| | 官 房 長 | | |
| | | 起 案 日 | 昭 和 41 年 12 月 15 日 |
| | | 起 案 者 | 森 山 電 話 番 号 671 |

清水 昭吉
 中5段印一紙以上、外交信箋紙
 との關係下、印意は西の面を記す。

| | | | |
|-------|-------------|-------|---------|
| 受 信 者 | 在 米 武 田 大 使 | 発 信 者 | 三 木 大 臣 |
|-------|-------------|-------|---------|

| | |
|---------|---------|
| 写 送 付 先 | (希望発送日) |
| | 月 日 |

件 名
 沖縄関係重要事項月報の送付

GA-2 外務省 同 覧 番 号 2624

20 81

米北才 1640号

昭和41年12月20日

在 米 大 使 殿

外 務 大 臣

沖縄関係重要事項月報送付について

沖縄問題に關する現地における動向は多種多
 様であるが、之の推移を毎半毎にまとめた記述が漸
 進的である。事務参考資料としての利用(西書)も又利便の便
 である。之を月報として、重要事項に關する
 長期的の觀察を加えることが有意義と思はれる。今園より、各月
 の月報として送付する。現地の新聞報道に基いて、本省
 の見解を反映する。之を月報として送付する。本
 省の。下記事項に關する月報(昭和41年11月分)を

GA-4 外務省

別添のとおり送付す。

記

1. アンガン 新高着弁務官の着任
2. 在法院関係
3. ジョーンズ 駐日大使発言と教育权分府返還問題
4. 対沖縄援助問題と次期日米協談委員会
5. CID 暴行事件と外人事件対策

付属添付

沖縄問題重要事項月報才 1号

(昭和41年11月1日-30日)

1. アンガン 新高着弁務官の着任

10月28日 来日したアンガン中将は、11日、佐藤総理

森長官と親交訪問に翌2日、沖縄に赴任した。

滞京中のアンガン中将は、前例のない東京都琉球事務所訪問

を行い、終始平順と微笑で好印象を与え、その発言

は基礎の有効維持と住民の福祉向上が政策の二本柱で

あり、勝算については今後の勉強により処理していくの

慎重な態度であった。

同弁務官は2日午前、沖縄で防務官の^記証書

受領と宣誓により正式に就任したが、先日の記者会見で

新高着弁務官の任務について①琉球における半島基地の有効

性を維持すること。②琉球住民の経済発展、社会福祉の

向上に努力する事にあると述べ、共通の目的を達成する
ために米琉の協調を図る事を強調し、奉日以来初
めて施政方針の公表を行った。又、施政に当っては前任者
の基本方針を踏襲し、琉球政府への権限委譲による自治の
拡大、沖縄の民生向上に有効な日米援助の復入りを約束
と共に、裁判移送、軍用地の新規接收内閣等については
住民の意見を聞いて解決すると述べている。

以上の発言及び着任後の初印象について、沖縄の与党
は、問題の解決に「真正面から対決して解決に努力する
意欲とまじめさが見られると歓迎している一方、野党各派は
米国の基本政策が変らぬ限り、高等弁務官の交代による沖
縄統治政策に変更は有り得ない」と批評している。

この反響は、アガ高等弁務官の着任前、生野の軍事内
閣である過去に「米国の沖縄施政の所謂硬軟備置説
及びその影響」の教訓(米)沖縄基地の重視等の諸説
が、
外務省

から割出された新高等弁務官は、米国の強硬政策の復活
を懸念されているのに対し、着任後の論評は、今後の沖縄
施政は米本国の方針に基づき、現地に於ける事務執行
者である弁務官の交代に影響されるものではないとの観測
に傾いた。一方は静観するの体制に当たっているように
ある。

2. 立法院関係

去る10月初旬以来、移送裁判=事件の民政府
裁判所審判、軍用地接收手続の再延長と半例手続
の解釈判明など、事案の進展が知られているのに対し
立法院は特別委員会の方針に固執する態度の
意見の対立、沖縄産糖の買上げ価格内閣に対する
本と接渉等の実務的歩進を許していない。

11月4日、民主党及び野党各派の両者は、その節

国会は、立憲院内外における当面の問題である裁判
移送、軍用地問題、これに最近の第12回の外人事件
対策等について討議すること、これらの問題を討議する
臨時国会の開催を要求することの各党意見一致を述べた。

又、翌5日、野党4派（社大党、社会党、~~民~~民党、~~共~~共産党）は、全議員（14名）の連名で、議長を通過して政主席
に宛て、11月の国会招集要求を正式に提出し、米軍人、軍服
による犯罪対策、軍用地接收阻止、裁判移送、台風災害
対策、米作農民保護、自治拡大と責任政治の徹底
の6件を審議案件として挙げた。

これに対し、与党、内閣府は上記 ~~審議案件~~ ^{臨時国会で}
野党側が一連の政治事件の発生が内政主席の責任
にあると述べ、その政治責任を追究して退陣に追い込もう
と無意であるとして、国会招集日の決定に苦しい表情、7日
松岡主席は、国会を12月5日に招集する旨、及び

審議案件は野党側から6件と、内閣府側から人事承認と
加え、7件とすることを告示した。

他方、民主党の星克政調会長のほか4幹部は
は、内閣府総務長官の半〇の〇民指導者計画の招集に
応じ、11月9日約1ヶ月の予定を渡すこと。

3. ジョージア駐日大使発言と教育権令廃止問題

ジョージア駐日大使は、11月9日、着任後初の記者会
見で、静かな外交が最善の外交であると述べ、この中、沖縄
問題について、重要ではあるが、^{日米間の}軍火(MASOR)問題については
2つ、日本と沖縄間の内部のやり取り、他の要素が絡んで
いるので、日本の返還問題の4限定としてあることは困難
であり、又、米〇の沖縄施政の責任から部分的に返還を
論ずることは難いといふ述べた。

このように、教育権令の廃止の希望が高まっている

此の頃間に対してめめしたため、本工右紙は句論
沖縄でも、教育権の分府返還は国策との見出しで
同会見記事と報じ、~~その~~、~~これ~~に~~対し~~、森塚務大使
は、ジョン大使と早急会談し、^に分府返還構想の
~~閣内~~^{自分}の~~意見~~を述べ、更に推進程より仰る旨の
旨を發表し、終に、沖縄では、~~この~~森構想の支持
を表明して、大分、感の色を平らなから、話し合
いによる解決に希望を寄せ、又、野党側は、「この発言は
従来の野党(別主張)の如く米国の対沖縄施政が第一
優先の基の方針であり、~~この~~変更はあり得ないとの判断
に誤りがある」と、裏付けであるとし、同発言を問題視し、

これを契機として、沖縄問題に閣内閣外大使の認識
と米政府の考え、体制などについて、読物として、
琉球新報の記事(別添)は、先ず沖縄問題消息の受取
り方として、興味があること別添する。

教育権分府返還問題に、どのような態度にあるか、注
目を集めていた。沖縄教職員会は11月14日、那覇で、各地の理事
中央委員、政経部、青年部、婦人部、高校部、情宣部、校務部
の全役員合同会議を開き、教育権返還を積極的に推
進するの基、態度を決定し、声明を發表した。

同声明は、森構想と基地強化の代償と有意図を
は反対する、亦置きながら、教育権の返還は沖縄の完全
復帰路線の一環とし、従来格差是正策に止まらず、日本の憲法
教育関係諸法令の適用により、教育に閣内閣外、生徒、師長
の、~~この~~問題に対し、自主的かつ積極的に教育権分府返還を
推進し、これを土台として、全面復帰に邁進することを決
意すると述べている。

沖縄問題懇談会の大田(宮城)院長は11月16日
沖縄を訪問、政界、教育界関係者と意見を交換したほか、

17日午後、アソカ-高年事務官と教育権問題について懇
談した。その際、印象として、議定案の半例の壁は
厚いので決して不可能ではないと語った。

沖縄問題懇談会の第6回会合は11月29日、総理府で
開かれた。20日の会合は過去5回の会合で委員及び政府
関係機関から出された見解や問題を整理調整した教育権
令案送還の思惟的大綱草案をとりまき中間報告書「中
途における教育送還問題資料」を配布した。(12月1日付通信
半紙中1553号(付原参照)同資料中の2項目の問題を中心
として、今後大綱の送還と作業に着手するところであった。

又、同懇談会は公的に総理府総務長官の諮問材
質にあることを確認された。休園改造による総務長官の交代が
あるとしても、引続き存続するところであり、教育権送還問題に
関係する活動には充分時間をかけ、検討し、答申も、年内3月半頃ま
でに提出することを確認された。

4. ~~経済計画年度日本政府~~ 対沖縄援助問題と次期
日米協談委員会

去る10月18日の第10回日米協談委員会で半例の
り提案された来会計年度対沖縄援助加増については、わが
総理府が、103億の援助額が半例から増額である
のとは、佐藤総理が沖以率の一律化方針に基づき
日本政府の重要政策であることと指摘し、大蔵省の総額
承認は本土、沖縄両地とも承認視された。

しかし、福田大蔵大臣は同日11月15日、閣議
後の大蔵省記者クラブとの会見で、103億増の金額は半例
援助の上であり、又、沖縄財政の1/3を負担するところには、
半例も施政権に対する考案に变化がある場合、否とす
る。従って、基本問題を含め、沖縄問題について日米の
十分に話し合い、今後は財政支出を通じ、日本政府も
沖縄施政に接触をもつ方向が決まらなければ、単純に

この種天卜的の提案による財政支出問題に無目的
 考慮 ~~する~~ 語にはり ~~と~~ 語。又、70年代法の制約
 と負 ~~は~~ 半側の今回提案の容量も ~~知~~ 知いと語 ~~は~~ 旨
 報いられた。

この福田発言は現地で大きく報道され、その反響も
 大きかった。結局、103億の総額には大きな影響はあ
 りないが、政治的の配慮がある(松岡主席)「半側
 が返還に因り具体的日程を定む。日本政府はさらに援助
 を増額するつもり(長瀬正徳氏)と。更に、野党各派は
 同発言の援助額減額を意味するならば問題である。
 沖縄問題に因り日本政府の発言権を増大せしめよう
 である。歓迎するとの態度を示している。

同発言の骨組として伝えられる文蔵省事務当局の考
 念は、①百億円の財政支出が政策的なものであり、最終的には
 政治的利権を要するものがある。②据置きの形に
 した

半側援助増額金の肩代りとして要請 ^{わかれは} する半側提案の内容の
 一方的なものである。③ 20年代の巨額の口税支出には、日本側の
 目的考も盛り込まれ、この趣意であることが述べら
 れる。④ 今回提案は琉球政府の要求を基礎に、
 半側の一方的、天卜的のものはない。⑤ 沖縄に対する援助は
 対外援助ではなく、口税増徴に対する財政支出として考
 念するべきであり、⑥ 20の時、援助内容を他の沖縄関係
 と結ぶべきことは混乱を招くものであると述べ、結論
 は18日の閣内閣外務大臣、文蔵大臣、総務長官
 及び官房長官の四者会議では① 諸般の情勢を鑑み、援助
 に因り、次期協定委員会に予定通り11月中に閣内閣
 合意を行おう。② 同協定書に於いて半側に對し、半側の対沖援助の
 増額を強く要請する。③ 半側援助の増額を前提として、
 日本政府は半側の援助要請に對し、その総額について同意する。これは
 提呈

意見の一致を以て公表された。

社会党の岡田宗司氏は18日参院外務委員会
福田繁吉氏に対する政府の考え方を質問した。对此、森経相長官
は、この程度の巨額の支出と申すは、例えは予算の細目によつて
も、日本側が手配する立場にあるのは当然であるとの意味
に解釈しての答弁した。

又、赤十字協賛委員会が半例より同時に提案された
5億4千万円の災害復旧対策費の本年度予算からの支出にか
つて、大蔵省は緊急性に問題があるとして、全額支出を認めない
傾向になつて来、結局、同対策費のうち、台風災害による農村
復興資金の需要見込額として要請された1億8千万円を
一般(恒久)
予算の枠で認められ、29日発表された補正予算案に組み入れ
られた。

以上の経緯より、本年度援助金の総枠は決定

されたものの、計画細目別支出については、経理府、大蔵省の間
で依り、折衝が続いており、他方、本年度予算からの支出源増分の
決定が遅れたため、結局、次期協賛委員会の開会は
物理的に不可能となつた。(日本側の管見では、日本側対
策には、経費と共に、計画細目の一覧表を提出すること
が望ましい。) 従つて、次期協賛委員会は、12月早々の
内閣改造の一段落、沖縄復帰を合点、大蔵省の
予算編成作業が完了する12月下旬以降に持たせら
れる公算が強く存したと観測されている。

5. CID 築砲事件と外人事件対策

去る10月30日、丁市赤緑地区で発生した半軍人と
沖縄住民との争い、CID要員の築砲を指す、沖縄住民側
4人のうち、2人が重傷を負つた事件が起つたところ、11日に
入り、この種、半軍人、軍人、自衛隊員による所謂外人事件が頻りに

すところから、沖縄政界も同題視し、又、住民が日常の生活に不安を覚えている旨（伝）している。

所謂外人事件と呼ばれている米軍人及米軍の犯罪は従来から少なくなく、1965年1年7、1,003件と数え、本年の1月及び2月の両月でも2461件の発生が公表された。その内訳も殺人、強盗等凶悪事件から器物破壊、交通違反等多岐に亘っている。

外人事件に対する住民側の不安は、件数の上昇のみに原因があるのではない。米政府布令による琉球警察官の逮捕権、捜査権の適用が制限されていることにも一因がある如しである。布令第87号によれば、琉球警察官は米軍人、米軍の警官の視界外で人々に損害を与え、…等、目撃し、理切なり認め、かつ米口官憲の命令のせいに限り逮捕出来ることになっており、且つ、逮捕した場合は直ちに米側に通報し、身柄を引渡すこととなっている。

過去の事例として新聞の記事によれば、半例に引渡すこと、米人犯罪者は特別の処罰を受け釈放された事例が乏しく、その管理、処罰結果については何ら、事故の通報を受けているかの通例となつていないと伝えている。

11月2日、立法院各派文書会に出席し、CID筆跡事件について説明した新垣警務本部長は、この事件についてCIDは結論を出していないと述べ、若くしては今迄、米政府と立法院が共同して外人の逮捕権や捜査権について検討する時期が来ると語り、長首伝えている。

